やまなし６次産業化プランナー募集・選定要領

１　制度の概要

山梨県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）は、山梨県から令和２年度やまなし６次産業化サポートセンター運営業務を受託し、やまなし６次産業化サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）を設置運営する。

中央会では、６次産業化に取り組む県内の農林漁業者等の「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組を推進するため、やまなし６次産業化プランナー（以下、「プランナー」という。）を以下の手順等により募集し、選定する。

２　募集・登録する専門分野

募集する専門分野(２５分野)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO. | 専 門 分 野  | 内 容 例  |
| 1  | 農林水産物の生産技術  | 栽培方法、収穫方法、栽培品種等  |
| 2  | 農林水産物の加工技術  | 製造方法、包装方法、設備導入等  |
| 3  | 新商品企画の情報収集・分析  | 市場・競合分析、ターゲット設定等  |
| 4  | 新商品企画  | 商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案  |
| 5  | 新商品の商品設計  | 原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等  |
| 6  | 新商品の販路開拓  | 販売先、商品の提案方法等  |
| 7  | 広告・宣伝  | ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等  |
| 8  | ブランディング  | 付加価値を高める工夫等  |
| 9  | 品質管理  | 商品設計における品質管理等  |
| 10  | 生産管理  | 工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む）  |
| 11  | 小売  | 販売店舗運営、通信販売運営等  |
| 12  | サービスの提供  | 飲食店舗運営、観光等  |
| 13  | 補助事業の情報収集  | 試作品・商品開発、販売促進、加工施設・機器導入等  |
| 14  | 他事業者とのネットワーク  | 連携先開拓等  |
| 15  | 法令  | 知的財産等  |
| 16  | 宗教  | ハラル等  |
| 17  | 輸出  | 支援機関、支援制度、関税制度等  |
| 18  | 経営管理  | 財産管理、販売管理、労務管理等  |
| 19  | 資金調達  | 農林漁業成長産業化ファンドや各種融資等  |
| 20  | ６次産業化事業体の設立  | 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等  |
| 21  | 雇用・人材育成  | 労務契約、企画立案、課題解決等  |
| 22  | 申請書類等の作成  | 総合化事業計画、実用新案、商標、意匠等  |
| 23  | 農業観光  | ツアー企画、引率等  |
| 24 | 農福連携  | 指導・助言活動等 |
| 25  | その他 | 建築設計、HACCP、GAP、食品表示、商標登録等 |
|  |  |  |

　３　プランナーの業務内容、応募要件及び委嘱条件

（１） 業務内容

　　　　プランナーは、やまなし６次産業化サポートセンター地域支援検証委員会（以下、「委員会」という。）が選定した支援対象者の「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組を推進するため、サポートセンターの依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

①　「経営改善戦略」の策定の支援

②　上記戦略の策定に基づく、総合化事業計画の実現に向けた課題解決等に対

する支援

③　その他、上記戦略の策定に関し、必要と思われる助言、支援等

　　なお、プランナーは支援の都度、別紙支援報告書を作成し提出するとともに、２月末を目途に別紙支援シート及び農林業業者等の「経営改善戦略」を策定して提出するものとする。

（２） 応募要件

（ⅰ）学識要件（①又は②を満たしていること。）

①　以下すべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち（カ）の分野について高度な専門的知見を有していること。

（ア）県域内の農林水産物の生産実態

（イ）農林水産物の加工

（ウ）農林水産物（加工品）の流通

（エ）農林水産物（加工品）のマーケティング

（オ）農政、食品安全等に関する法令、制度

（カ）経営管理、経営分析

②　①の（カ）の分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、ＩＴ、観光、異業種連携、農業観光、農福連携、衛生管理・HACCP等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

（ⅱ）経験要件（（ⅰ）の②の場合は除く。）

　６次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、６次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（ⅲ）コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること。

① ６次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。

② ６次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

（３） 委嘱条件

①　謝金及び旅費

プランナーの派遣にあたり謝金を支払うものとし、その金額は、支援１時間あたり７，１００円（消費税を含む。）とする。支援時間数に１時間未満の端数を生じた場合、その端数が３０分未満のときは切捨て、３０分以上のときは１時間として計算するものとする。

　　　　プランナーを派遣した場合、旅費を支給する。公共交通機関の利用額は実費額とし、車を利用する場合は、１キロメートルにつき３７円を支給する。謝金、旅費に関する詳細は、「やまなし６次産業化プランナー派遣要綱」のとおりとする。

②　秘密の保持

プランナー活動を通じて知り得た個人情報の複製、漏えいを防止するため、秘密保持誓約書を提出すること。

４　選定方法

委員会において、事務局による書類審査及び面接を経て提出されたプランナー候補者の選定の適否を決定し、選定結果は、委員会終了後速やかに、その適否のみを全ての応募者に通知する。

５　応募方法

応募者は、以下の留意事項等を確認の上、プランナー登録票（別紙様式１）及び個人情報等に関する「秘密保持に関する誓約書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入し、以下の提出先まで提出する。

（１） 応募にあたっての留意事項

①　プランナーは、この募集に応募し、委員会において選定された後、プランナーとして正式に登録される。

②　プランナー活動は、委員会が選定した支援対象者への派遣を対象とする。他県の６次産業化サポートセンター等が実施する派遣活動は対象としない。

③　プランナーとして登録されても、派遣要請があるとは限らない。

④　応募申請書の内容に虚偽があった場合は、選定結果及びプランナー登録を取り消すことがある。

⑤　応募申請書を提出した後、提出書類の内容等を確認するため、面接を実施する。（日時は、別途調整）

⑥　提出された応募申請書は返却しない。なお、提出された応募申請書は、プランナー選定、登録及び派遣以外の目的において使用せず、個人情報は適切に管理する。

【提出先及び問い合わせ先】

〒400-0035

山梨県甲府市飯田２－２－１

山梨県中小企業団体中央会

やまなし６次産業化サポートセンター（古屋）

ＴＥＬ０５０－６８６４－６７８８

e-mail：yama6sapo@chuokai-yamanashi.or.jp

別紙　プランナー候補者の審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 選　　定　　基　　準 | 備考（確認等事項） |
| １　専門的知見・経験の有無 | 応募申請書に記載された得意とする専門分野及び、プランナーとして活動を希望する専門分野について高度な知見、経験を有していること | 学歴、職歴、保有資格、活動実績等 |
| ２　助言活動等の知見・経験の有無 | 「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組の推進に関する知見、６次産業化支援の経験を有していること | 職歴、助言・支援活動実績等 |
| ３　ネットワーク、コミュニケーション能力の有無 | 専門分野に関係する組織、人材等のネットワークを有し、農林漁業者等に対し、的確かつ丁寧な助言ができるコミュニケーション能力を有していること | 職歴、助言・支援活動実績及び応募申請に係る手続き等対応状況 |
| ４　プランナー活動の対応程度 | サポートセンターの派遣要請に応じ、山梨県内において距離的な制約を受けることなく、日程調整等含めてプランナーとして活動できる体制であること | 居住地、兼務状況、活動可能な日数・期間等 |